令和８年（フ）第２０５号
徳島県徳島市北田宮二丁目12番８―106号
債務者　平澤奈緒子
1　決定年月日時　令和８年８月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月７日まで
徳島地方裁判所民事部

令和８年（フ）第９２号
栃木県栃木市大町５番５号、前住所埼玉県さいたま市見沼区島町１丁目12番地８グループホームオリーブ
債務者　大沼　夏海
1　決定年月日時　令和８年８月６日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月９日まで
宇都宮地方裁判所栃木支部

令和８年（フ）第６３７号
千葉市若葉区大宮台２丁目８番10号
債務者　長谷川　泰
1　決定年月日時　令和８年８月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月９日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

令和８年（フ）第８８２号
千葉県市原市迎田56番地　ビレッジハウス迎田４号棟503
債務者　森田　　尚
1　決定年月日時　令和８年８月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月９日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

令和８年（フ）第９２１号
千葉県市原市桜台４丁目10番地12
債務者　仲宗根　翔
1　決定年月日時　令和８年８月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月９日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

令和８年（フ）第１０３１号
千葉市若葉区貝塚２丁目18番２号　ベルフルール　201号
債務者　西岡　　葵
1　決定年月日時　令和８年８月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月９日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

令和８年（フ）第１０３６号
千葉県船橋市夏見２丁目14番26―103号
債務者　濱口　　将
1　決定年月日時　令和８年８月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月９日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

令和８年（フ）第１０４０号
千葉市若葉区野呂町388番地１
債務者　馬渡　明樹
1　決定年月日時　令和８年８月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月９日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

令和８年（フ）第１０７８号
千葉市中央区仁戸名町214番地10　サクセス16　103号
債務者　西川　京佑
1　決定年月日時　令和８年８月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月９日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

令和８年（フ）第１０７９号
千葉市花見川区幕張町４丁目544番地14　幕張４丁目団地３棟207号
債務者　平田　智裕
1　決定年月日時　令和８年８月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月９日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

令和８年（フ）第１０９０号
千葉県市原市光風台３丁目335番地
債務者　三澤　槙吾
1　決定年月日時　令和８年８月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月９日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

令和８年（フ）第１１１２号
千葉市美浜区真砂４丁目４番１棟813号
債務者　渡部　竹志
1　決定年月日時　令和８年８月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月９日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

令和８年（フ）第１１２２号
千葉県八千代市勝田台北３丁目13番27号　エルファロ勝田台101号室
債務者　野間口一由
1　決定年月日時　令和８年８月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月９日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

令和８年（フ）第１１３５号
千葉県市川市八幡２丁目６番１号　（第二本八幡ダイヤモンドマンション503）
債務者　内田　浩一
1　決定年月日時　令和８年８月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月９日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

令和８年（フ）第１１３８号
千葉市緑区辺田町605番地２　フジェール
債務者　横山　　光
1　決定年月日時　令和８年８月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月９日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

令和８年（フ）第１１４８号
千葉市花見川区花見川１番25棟207号
債務者　小林　紀子
1　決定年月日時　令和８年８月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月９日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

令和８年（フ）第１１７４号
千葉県浦安市堀江５丁目23番24号　浦安ハイツ
債務者　佐藤　孝之
1　決定年月日時　令和８年８月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月９日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係